

国民年金の保険料免除制度をご利用ください

市民課 73-3005
善通寺年金事務所 0877-62-1662

保険料の免除制度とは

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることができないときは、申請により保険料の納付が免除・猶予されます。

●免除（全額免除・一部免除）申請

本人と配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの事由がある場合に、全額または一部が免除されます。

●納付猶予申請

50歳未満で、本人と配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

申請方法

次のものを持参して、市民課、各支所または年金事務所ですべての手続きをしてください。

- ・基礎年金番号が分かる書類
- ・本人確認ができるもの
- ・雇用保険被保険者離職票など（失業特例を申請する場合）

年金事務所での相談や手続きは事前予約を

申込期間 希望日の1カ月前から前日まで

予約専用電話 ☎ 0570-05-4890

予約の際には、基礎年金番号が分かる書類を準備して連絡してください。

マイナンバーカードを使ったオンライン予約も可能です。（初回は利用登録が必要）

▶オンライン予約
（マイナポータル）
はこちらから



社会保険労務士による無料出張年金相談

時 7月8日（水）午前10時～午後3時 **要予約**

場 危機管理センター

持 ・基礎年金番号が分かる書類

・本人確認ができるもの

※代理人の場合は、委任状および代理人の本人確認ができるもの

申 問 街角の年金相談センター高松

☎ 087-811-6020

紙類・布類の持ち込み回収を行います

環境衛生課 73-3007

日 時 7月26日（日）午前7時～9時

場 所 ・みとよ未来創造館前駐車場
・山本町保健センター前駐車場
・市民センター三野前駐車場
・豊中支所前駐車場
・市民センター詫間前駐車場
・市民センター仁尾前運河沿い職員駐車場
・財田支所前駐車場

出し方

新聞、雑誌、ダンボール、紙パック

品目ごとに紙ひもで十字に縛って出してください。

布類

必ず透明または半透明の袋に入れてください。

※濡れたり汚れたりしているものや中綿が入っているものは回収できません。



有機肥料「ハイクリーンかがわ」販売中

環境衛生課 73-3007

し尿・浄化槽汚泥を強制発酵させた完全有機肥料の「ハイクリーンかがわ」を予約販売しています。

引渡日時 木曜または土曜（年末年始・祝日除く）
午前9時～午後5時

引渡場所 高瀬協同運輸株式会社倉庫
（高瀬町下勝間1339番地2）

販売価格 1袋15kg入り50円

※10袋単位で販売。
※引渡時に直接お支払いください。

受付日時 月曜～金曜（年末年始・祝日除く）
午前9時～午後5時

予約先 高瀬協同運輸株式会社
☎ 72-1234

※車両への積み込みは、購入者が行ってください。

※数に限りがあるため、早めの予約をおすすめします。



▲詳細はこちらから

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 納税通知書を7月中に送付します

税務課 73-3006

国民健康保険税

納税通知書は世帯主宛てに送られます。

算定根拠

次の割額を、世帯ごとに合算して算出します。

- ・均等割額…被保険者が等しく負担
- ・所得割額…被保険者の前年中の所得に応じて決定
- ・平等割額…全世帯が等しく負担

※世帯の所得に応じて、均等割と平等割に2～7割の軽減制度があります。

※未申告の人は、令和7年中の所得申告をお願いします。（国民健康保険に加入していない世帯主も、申告が必要です。）

介護保険料

被保険者の所得や世帯の市民税の課税状況などに応じて、13段階に分かれています。

基準額 年額72,000円（令和6～8年度）

※令和8年度は税制改正の影響の特例措置として、市・県民税が「非課税」でも、介護保険料は「課税」とみなす場合があります。

※特例減免は申請は不要です。対象者へは、介護保険料額決定通知書を送付します。

後期高齢者医療保険料

均等割額と所得割額を合算して算出します。

令和8年度から施行の『子ども・子育て支援金制度』に伴い、**国民健康保険税と後期高齢者医療保険料**は、従来の医療分などに加えて「子ども・子育て支援金分」も納付いただくことになります。



▲国民健康保険税



▲後期高齢者医療保険料

各種保険料の納付方法

●納付書または口座振替の人（普通徴収）

- 対 象
- ・特別徴収の対象とならない人
 - ・市内に転入してきた人
 - ・保険料の額が変更になった人
 - ・年度の途中で制度の対象年齢になった人
- 介護保険料 : 65歳
後期高齢者医療保険料 : 75歳

納付方法 納付書または口座振替

※口座振替手続きは、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料のそれぞれで届け出が必要です。

※全期前納を希望する人は、全ての納付書（8枚綴り）で納めてください。

※10月支給分の年金から天引きが開始される人は、第1～3期は納付書または口座振替で納めてください。

※国民健康保険税のみ、コンビニやスマートフォンアプリで納付が可能です。

●年金から天引きされる人（特別徴収）

対 象 次の条件に全て当てはまる人

- ・対象年金が年額18万円以上あること
- ・国民健康保険税と介護保険料、または後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、対象年金受給額の1/2を超えないこと

納付方法 年6回の年金支給月に天引き

仮徴収：4・6・8月（前年所得が未確定のため、暫定額を天引き）

本徴収：10・12・2月（確定額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて天引き）

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、口座振替に変更できます。変更する場合は、税務課で手続きをしてください。



国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の掛け金は、**所得税や住民税の社会保険料控除の対象**です。